

平成 17 年 5 月 24 日

各 位

会 社 名 神鋼電機株式会社
代 表 者 名 取締役社長 佐伯 弘文
(コード番号 6507 東証第 1 部)
問 合 せ 先 総務人事部 法務・広報グループ長
小島 茂
(TEL : 03 - 5473 - 1800)

ストックオプション(新株予約権)に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づいて、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、下記の通り、平成 17 年 6 月 29 日開催予定の当社定時株主総会に提案することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の連結業績向上に対する貢献意欲や士気をより一層高め、株主様を重視した経営を一層推進することを目的とし、当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人に対して以下の 2. に記載の発行要領に基づき新株予約権を発行する。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 3,000,000 株を上限とする。

ただし、下記(3)により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(3) 新株予約権の総数

3,000 個を上限とする。

なお、各新株予約権の目的たる株式の数は当社普通株式 1,000 株とする。

ただし、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、合併、会社分割または資本減少等の条件等を勘案の上、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数につき、当社が必要と認める調整を行うことができるものとする。

なお、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が発行日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当該日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、発行日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使の場合を除く。)には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、合併、会社分割または資本減少等の条件等を勘案の上、必要かつ合理的な範囲で、行使価額につき、当社が必要と認める調整を行うことができるものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成19年8月1日から平成21年7月31日まで

(7) その他の新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人による本件新株予約権の行使は認めない。

その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。

(8) 新株予約権の消却事由及び消却の条件

当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要するものとする。